

伊賀市自動販売機設置事業者 募集入札実施要領

伊賀市では、各施設使用者の利便に資するため、公募による自動販売機設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要領の各事項をご承知の上、お申込みください。

| | |
|-----------------|-----------|
| 1 入札参加資格要件 | · · · · 1 |
| 2 自動販売機の設置条件等 | · · · · 1 |
| 3 関係資料の配布及び質疑回答 | · · · · 3 |
| 4 入札参加申請の受付 | · · · · 4 |
| 5 入札参加証の発送 | · · · · 5 |
| 6 入札方法等 | · · · · 5 |
| 7 落札後の事後処理について | · · · · 7 |
| 8 問い合わせ先 | · · · · 8 |

伊賀市

1 入札参加資格要件

- (1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者（自動販売機の設置管理又は商品補充等を管理委託している者を含む。）で、本市に本店、支店又は営業所（以下「販売拠点」という。）を置いている者。本市に販売拠点を置いていない場合にあっては、入札を実施するスペース（以下「物件」という。）へ現在自動販売機を設置している者。ただし、後者の場合、入札に参加できるのは、現在自動販売機を設置している物件のみとします。法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営又は管理委託する期間が過去1年間以上の実績を有していること。
- (3) 市の指定する税を滞納していない者であること。 ※P 5 4- (6) -⑨参照
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその団体に属しない者であること。

2 自動販売機の設置条件等

(1) 行政財産の使用許可

設置事業者は、入札物件へ自動販売機を設置する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び伊賀市公有財産管理規則（平成23年伊賀市規則第46号）第19条に基づく行政財産目的外使用許可又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づく都市公園施設設置許可（以下「使用許可等」という）を受けるものとします。

(2) 設置期間（使用許可期間）

- ① 設置期間は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。
- ② 公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、支障がないと本市が判断する場合は、設置の現状を変更しないことを前提として、当初許可から引き続き5年を限度に1年ごとに使用許可の更新を行うものとします。この場合、別途、行政財産目的外使用許可申請書の提出が必要です。都市公園内については、3年を限度に1年ごとに更新ができるものとします。

ただし、施設の統廃合又は管理主体の変更等に伴う用途変更または用途廃止の場合には、使用許可の更新を行わないものとします。

(3) 使用料

- ① 落札者（設置事業者）が入札した額を年額使用料とします。
- ② 使用料の納入については、年度ごとに本市が通知する納入通知書により、本市の指定する期限までに当該年度分を全額前納するものとします。

(4) その他必要経費等

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費、光熱水費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。
- ② 電気使用料の納付については、設置事業者の負担により設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額を本市の指定する期限までに当該年度分を全額納付するものとします。
- ③ 自動販売機の運転に必要な電力については、市施設の電気コンセントを利用できますが、物件により、電気コンセント設置工事や電気配線工事等が必要になる場合がありますので、事前に各施設担当者と調整を行ってください。

(5) 設置について

各自動販売機は、「自動販売機設置事業者募集入札物件別仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載した設置スペース内に設置することができます。設置先物件によつては、条件の違いや施設特有の注意事項がある場合があるので、当該仕様書を精読するとともに、事前に各施設担当者への確認及び設置場所の確認をお願いします。

(6) 維持管理について

- ① 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行ってください。
- ② 自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個以上の容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルしてください。また、他の自動販売機設置業者とトラブルが生じないよう、事業者間で十分に調整を行ってください。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行ってください。
- ④ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確認した上、必要に応じて転倒防止策を講じるなど、安全面に考慮し設置してください。
- ⑤ 錠などにより自動販売機内の金銭に対する防犯対策を十分に講じてください。
- ⑥ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を本市に請求することはできません。
- ⑦ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

(7) 注意事項

- ① 使用許可書等の許可条件を遵守し、行政財産目的外使用料等を期限までに確実に納付してください。

- ② 使用許可等の期間中に、入札参加資格要件 1－（1）に係る許認可等の取消しを受けた場合は使用許可を取り消します。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することは禁止します。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、各施設担当者の指示に従ってください。
- ⑤ 販売品目は、仕様書に記載されたものとします。ただし、必要な場合は各施設管理者と協議を行うものとします。また、標準小売価格を上回る価格での販売は不可とします。
- ⑥ 自動販売機の機種は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機としてください。また、ユニバーサルデザインで設置場所や環境に応じて周りの景観に配慮したものとしてください。
- ⑦ 自動販売機の電力使用量計測子メーターの指示値について、毎月 1 日の指示値を各施設担当者へ報告してください。（毎月 1 日が休日又は祝日の場合は、翌業務日の指示値を報告してください。）
- ⑧ 施設利用者の利便性等を考慮し、設置期間（年度）途中での設置事業者都合による撤去は避けるようにしてください。
- (8) 使用許可等の取消し及び変更
本市が許可物件を、公用若しくは公用に供するために必要とするとき又は設置の条件等に違反する行為があるときは、使用許可等の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができます。また、本市が自動販売機の移設を必要とする場合は、設置事業者の負担により移設を行ってください。
- (9) 原状回復
設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とし、設置事業者は、一切の補償を本市に請求することができないものとします。（ただし、本市が原状回復の必要がないと認めた場合は除きます。）

3 関係資料の配布及び質疑回答

- (1) 期 間 : 令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (2) 時 間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- (3) 場 所 : 伊賀市役所 本庁 4 階 財務部資産経営課

- (4) 配布資料 :
- ① 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要領
 - ② 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札物件一覧
 - ③ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札物件別仕様書
 - ④ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札の概要
 - ⑤ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札様式集
 - (ア) 入札参加申請書 (様式第1号)
 - (イ) 入札参加申請受付済証<入札参加証> (様式第2号)
 - (ウ) 誓約書 (様式第3号)
 - (エ) 自動販売機設置(経営)状況報告書 (様式第4号)
 - (オ) 店舗所在位置図 (様式第5号)
 - (カ) 入札使用印鑑届 (様式第6号)
 - (キ) 委任状 (様式第7号)
 - (ク) 入札書 (様式第8号)
- (5) 質疑回答 :
- 質疑は、回答先を記入の上、質問事項を箇条書きにした書面を提出してください。ただし、軽易なものは口頭でも可とします。
- 回答は、回答先に書面にて行います。ただし、軽易なものは口頭で行うものとします。

4 入札参加申請の受付

- (1) 期 間 : 令和8年2月13日(金)から令和8年2月27日(金)まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (2) 受付場所 : 伊賀市役所 本庁4階 財務部資産経営課
- (3) 受付時間 : 午前8時30分から午後5時00分まで
- (4) 申請方法 : 持参に限ります。
- (5) そ の 他 : 申請時に不足書類等があった場合、土、日、祝日を除き令和8年3月2日(月)までに持参してください。
- (6) 提出書類 :
 - ① 入札参加申請書 (様式第1号)
 - ② 入札参加申請受付済証<入札参加証> (様式第2号)
 - ③ 誓約書 (様式第3号)
 - ④ 自動販売機設置(経営)状況報告書 (様式第4号)
 - ⑤ 店舗所在位置図 (様式第5号)
 - ⑥ 入札使用印鑑届 (様式第6号)

※代表者印を使用する場合でも提出してください。
- (7) 現在事項全部証明書(法人の場合)
※法務局発行のもので、申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限ります。

⑧ 営業証明書

※営業していることの届出があつたことの証明

⑨ 納税証明書

※未納税額のない証明

※申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限ります。

●本市に本店を有する者

・全ての市税（未納税額のない納税証明書）＝伊賀市発行

●本市に支店、営業所、出張所等を有する者

・全ての市税（未納税額のない納税証明書）＝伊賀市発行

・消費税及び地方消費税（未納額のない納税証明書その3）

＝所管税務署発行

●三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する者

・全ての県税（未納税額のない納税証明書）

＝所管県税事務所発行

・消費税及び地方消費税（未納額のない納税証明書その3）

＝所管税務署発行

●その他の者

・法人税、消費税及び地方消費税

（未納額のない納税証明書その3の3）＝所管税務署発行

5 入札参加証の発送

審査の結果、入札参加資格があると認められる者には、入札参加申請受付済書＜入札参加証＞を令和8年3月4日（水）までに随時発送します。

6 入札方法等

(1) 入札日時

令和8年3月9日（月） 午前10時00分から入札受付

午前10時30分から入札執行

※入札までに受付を済ませてください。

※入札執行時刻に遅れた場合は、入札に参加することができません。

(2) 入札場所

伊賀市役所 本庁4階 会議室401

(3) 持ち物

① 入札参加申請受付済証＜入札参加証＞（様式第2号） ※受付印のあるもの

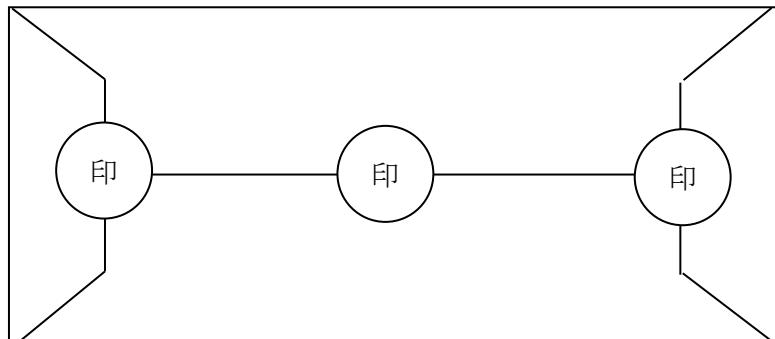
- ② 入札書 (様式第8号)
- ③ 入札使用印鑑 ※代理人により入れしようとする場合は、委任状に押印される代理人の使用印鑑
- ④ 委任状 ※代理人が入札する場合 (様式第7号)
- ⑤ 印鑑証明書 ※委任状を提出する場合に必要で、申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限ります。
- (4) 入札の方法
- ① 入札参加者が入札できる件数に制限はありません。ただし、本市に販売拠点を置いていない入札参加者については、現在、自動販売機を設置している物件のみとします。
 - ② 入札会場への入室は、1業者につき1名とします。
 - ③ 入札参加者は、設置を希望する物件ごとに年額使用料に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ④ 入札金額は、千円単位とします。
 - ⑤ 入札書は、あらかじめ記入、押印 (入札使用印) 及び封入の上、持参してください。なお、入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び封印 (入札使用印) してください。

(表)

伊賀市自動販売機設置事業者募集 入札書在中
(あて先) 伊賀市長 稲森 稔尚 様

(入札参加申請者) 住所
商号又は名称
代表者氏名

(裏) 貼りあわせ部分 (3ヶ所) に封印



- ⑥ 代理人が入札するときは、委任状を持参してください。

この場合、入札書には入札参加申請者と代理人を併記し、代理人の押印をもつて入札してください。入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできません。

(5) 落札者の決定方法

- ① 開札は、入札締め切り後、入札者の面前において全物件を同時に開札し、物件番号の小さいものから順次決定します。
- ② 入札書に記載された金額が、本市が設定する各物件の最低入札価格以上で、かつ、最も高い金額の入札をもって落札者とします。同一金額の入札者が2者以上あるときは、落札者の発表時にくじ引きにより決定することとします。くじ順は、申込みの受付番号の小さいもの順とします。

(6) 落札者（設置事業者）の発表及び公表等

- ① 開札後直ちに落札者名及び落札金額を発表します。
- ② 後日、伊賀市ホームページ等で公表します。

(7) 落札者（設置事業者）の取消し

落札者が正当な理由なく、指定する期日までに使用許可等の手続をしなかった場合は、落札者が落札した全物件の設置事業者としての決定を取り消します。

(8) 落札者（設置事業者）決定取消後の取扱い

上記（7）の場合、有効な入札書の金額が次点であった者を落札者とし設置事業者と決定することとします。

(9) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、入札にあたり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてください。
- ② 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないでください。
- ③ 入札参加者は、この募集要領等を熟読し、記載内容を遵守してください。
- ④ 不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持してください。
- ⑤ 入札に際し、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することはできません。

7 落札後の事後処理について

落札者（設置事業者）に決定した者は、令和8年3月23日（月）までに、各施設担当者へ下記の書類をそれぞれ1部提出してください。ただし、使用許可等の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（本市指定様式）

※都市公園においては、都市公園施設設置許可申請書（本市指定様式）

- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、年間消費電力量のわかるもの）
- ④ 販売品目一覧表（施設によっては、協議が必要）
- ⑤ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に
関して両者間で締結された委託契約書又は協定書の写し
- ⑥ 入札参加資格要件 1－（2）にかかる許認可等の免許証の写し
※該当の場合のみ、別途営業開始前に提出してください。

8 問い合わせ先

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市財務部資産経営課 立岡・三浦

TEL 0595-22-9610

FAX 0595-24-2440

E-MAIL fm@city.iga.lg.jp